

- 1 物 件 名 愛知県海部建設事務所に係るLED道路照明灯の賃貸借
- 2 数 量 (1) 連続照明用LED道路照明灯具：1,937灯
上記の内訳 タイプf：1,564灯、タイプh：373灯
(2) 交差点照明（局部照明）用LED道路照明灯具：183灯
上記の内訳 タイプr：158灯、タイプt：25灯
(3) 歩道（横断歩道橋添架）用LED道路照明灯具：72灯
(4) LEDランプ（水銀ランプ250W相当）：4灯
(5) 自動点滅器（電子式、受台セット）：1,818個
(6) アタッチメント：20個
(7) ルーバー（遮光板）：110個
※賃貸借にはLEDモジュール制御装置及び賃貸借機器を接続するポール内電線を含むものとする。
- 3 賃貸借期間 令和7年3月1日から
令和17年2月28日まで
- 4 契約金額 金 円（月額 金 円）
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 設置場所 愛知県海部建設事務所管内の指定する場所
- 6 契約保証金 納付（又は免除）
- 7 その他特約事項

愛知県（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。) とは、上記機器の賃貸借について、乙が責任をもって (以下「丙」という。) をして賃借することについて、別添条項により契約を締結する。

この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲、乙、丙が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

(紙契約の場合：この契約の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ1通を保管する。)

令和 年 月 日

甲 愛知県津島市西柳原町1丁目14番地

愛知県

代表者 愛知県海部建設事務所長 和田 亮一

乙 住所（所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

丙 住所（所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

(総則)

- 第1条 甲、乙及び丙は、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 乙及び丙は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。
- 3 乙及び丙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。借入期間満了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。
- 4 この契約書に定める請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙又は丙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲と乙又は丙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙又は丙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(危険負担)

- 第3条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に甲、乙又は丙それぞれの責に帰することができない理由により損害を生じた場合といえども乙又は丙がこれを負担する。

(機器の納入等)

- 第4条 乙は、機器を契約書及び仕様書等で指定された場所へ乙の負担で納入し、使用可能な状態に設置及び調整したうえ、賃貸借期間の開始日から甲の使用に供しなければならない。

(検査)

- 第5条 甲は、乙から機器の納入及び設置完了の報告があったときは、速やかにこれを検査し、合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。
- 2 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。
- 3 検査の結果、不合格のものがあったときは、乙は、甲の指定する期間内に完全なものを納入及び設置しなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

- 第6条 乙は、機器の貸付けを遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び

1, 000円未満の金額は、切り捨てる。) に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(代金の支払)

第7条 丙は、毎月の賃貸借料を翌月以降に甲に請求するものとする。

2 甲は、丙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を丙に支払わなければならない。

3 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの割合で算出した遅延利息を丙に支払わなければならない。

(転貸の禁止)

第8条 甲は、機器を第三者に転貸してはならない。ただし、乙及び丙の承認を得たときはこの限りでない。

(公租公課)

第9条 この機器に係る公租公課は、乙又は丙が負担する。

(機器の管理責任)

第10条 甲は、これを善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 機器に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

(監督員)

第11条 甲は、契約日の翌日から賃貸借期間開始日の前日までの間、監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、契約図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 機器の納入及び設置についての乙又は乙の現場責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 機器の納入及び設置のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
- (3) 契約図書に基づく工程の管理、立会い、設置の状況の検査又は材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 甲は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(現場責任者)

第12条 乙は、前条に定める期間中に現場責任者を定め、この契約締結後5日以内に、甲の定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締まりを行うほか、機器の納入及び設置に関する乙の一切の権限を行使することができる。

3 乙は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(契約金額の変更方法等)

第13条 契約金額の変更については、甲と乙及び丙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙及び丙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙及び丙の意見を聴いて定め、乙及び丙に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙及び丙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙及び丙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙及び丙とが協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第14条 機器の設置において第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、機器の設置に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち機器の設置につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他機器の設置について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第15条 賃貸借期間中に発生した機器等の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合、または原因者不明の交通事故による場合は、甲の責において復旧するものとする。

(機器の保守等)

第16条 乙は、甲が機器を常時正常な状態で使用できるよう、機器の調整及び修理その他所要の保守(以下「機器の保守等」という。)を乙の負担で行わなければならない。

2 乙は、機器が故障したときは、県民等からの通報または甲からの要請により、また仕様書に定めるところにより、直ちに無償で機器の保守等に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

3 乙が、前2項の規定による機器の保守等を怠ったため、甲が機器を使用できなかったときは、甲は、その月の賃貸借料については、使用できなかった日数につき、日割計算により減じた額を丙に対し支払うものとする。

(設置場所の変更)

第17条 甲は、機器の設置場所、仕様書等契約図書を変更する必要があるときは、乙の事前に乙の承諾を得なければならない。この場合において、これに要する費用については、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

2 乙は、機器の設置に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 契約図書に誤謬又は脱漏があること。

(2) 契約図書の表示が明確でないこと。

(3) 契約図書に示された条件と実際の現場が一致しないこと。

(4) 契約図書で明示されていない条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

3 前項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、契約図書の訂正又は変更を行わなければならない。

4 甲は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認めら

れるときは設置期間を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(機器の追加及び改造)

第 18 条 甲は、仕様書に記載されているものを除き、機器に他の附属物を追加する必要があるとき、又は機器を改造する必要があるときは、あらかじめ文書をもって乙及び丙の承認を得るものとする。この場合において、これに要する費用については、甲が負担するものとする。

(機器の返還)

第 19 条 甲は、この契約が終了したとき、又は契約を解除したときは、乙及び丙に連絡するものとする。この場合において、乙又は丙は、直ちに機器を引き取るものとし、これに要する費用は、乙又は丙の負担とする。

(事故発生時の報告)

第 20 条 乙又は丙は、機器の使用に関し、事故、故障その他の原因により契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(調査等)

第 21 条 甲は、乙又は丙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約の解除)

第 22 条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙又は丙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行を遅延し、又は機器を粗雑にし、品質数量に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う機器の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙又は丙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項の規定により契約が解除された場合。ただし、前項第 2 号又は第 4 号に掲げる事項が、乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (2) 乙又は丙がその契約の履行を拒否し、又は、乙又は丙の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙又は丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙又は丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙又は丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 2 項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また履行部分があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙又は丙に支払うものとする。

5 令和 7 年度以降においてこの契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲はこの契

約を解除するものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第23条 甲は、乙又は丙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙又は丙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙又は丙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は丙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、乙又は丙に独占の状態があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙又は丙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙又は丙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙又は丙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第24条 乙又は丙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙又は丙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙又は丙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は丙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙又は丙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙又は丙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙又は丙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙又は丙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者で

あった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第25条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙又は丙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙又は丙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第26条 乙又は丙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙又は丙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第27条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第28条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第29条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲、乙及び丙協議の上、別に

決定する。